

入院時の食事代自己負担額変更について

令和8年6月1日より、厚生労働省による入院時食事療養費改定が行われ、入院中の食事代自己負担額が下記の通り変更となります。ご理解とご了承いただきますようお願い申し上げます。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

1食当たり負担額	改定前	改定後
一般所得者(課税世帯)	510円	550円
住民税非課税世帯	240円	270円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	130円